

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	文化会館利用料金還付の決定		
根拠例規及び条項	多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和 55 年条例第 32 号)第 18 条ただし書		
所 管 部 課 名	環境文化部 文化スポーツ課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成 9 年規則第 42 号)第 11 条第 1 項	
	基 準	<p>規則第 11 条第 1 項に定めるところによる。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰すことができない事由により、利用できなかった場合は、既納の利用料金の全額</p> <p>(2) 利用者が利用日前 20 日(大ホール及び小ホール以外の施設にあっては 7 日)までに利用許可の申請の取消しを申し出た場合は、既納の利用料金の額の 9 割に相当する額</p> <p>(3) 利用者が利用日前 15 日(大ホール及び小ホール以外の施設にあっては 3 日)までに利用許可の申請の取消しを申し出た場合は、既納の利用料金の額の 5 割に相当する額</p>	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7 日程度(注: 休日は含まない。)	
	内 訳	<p>経由機関 日(機関名)</p> <p>協議機関 日(機関名)</p> <p>処分機関 7 日</p>	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			